

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達)」(平成14年7月1日付け国自整第63号)新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: right;">国自整第63号 平成14年7月1日</p>	<p style="text-align: right;">国自整第63号 平成14年7月1日</p>
<p>地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>	<p>地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>
<p style="text-align: center;">自動車交通局長</p>	<p style="text-align: center;">自動車交通局長</p>
<p>自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達)</p>	<p>自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達)</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p>自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る申請及び届出等における申請書類</p>	<p style="text-align: right;">(別添1)</p> <p>自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る申請及び届出等における申請書類</p>
<p>I (略)</p>	<p>I (略)</p>
<p>II 指定自動車整備事業者関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 指定自動車整備事業において、新たに指定を取得しようとする場合にあつて、設備、技術及び管理組織(事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員)に変更がない相続、譲渡等により事業を継承する場合における申請書に記載する事項及び添付書面は、次のとおりとする。 <u>ただし、法第94条の3、第94条の4又は第94条の8に基づく処分を受けた場合(処分対象となる違反事項が確認された場合を含む。)であつて、当該処分に係る違反事項の改善が確認されていないときは、この規定を適用しない。</u></p>	<p>II 指定自動車整備事業者関係</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 指定自動車整備事業において、新たに指定を取得しようとする場合にあつて、設備、技術及び管理組織(事業場管理責任者、主任技術者及び自動車検査員)に変更がない相続、譲渡等により事業を継承する場合における申請書に記載する事項及び添付書面は、次のとおりとする。</p>